

美里町スポーツ施設条例の一部を改正する条例（案）

美里町スポーツ施設条例(平成25年美里町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条の表美里町赤谷運動場の項中「美里町練牛字二十二号100番地」を「美里町練牛字赤谷二13番地」に改める。

第11条第6号中「保育所等」を「保育所」に、「教育目的」を「保育又は教育の目的」に改め、同条7号中「町長が必要と認めるとき。」を「規則で定めるもの」に改める。

別表を次のように改める。

区分					単位	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	
トレーニングセンター	第一競技場	団体貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	1時間	250円	500円
					一般	1時間	400円	800円
				その他の催しに使用する場合		1時間	600円	1,500円
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間	1,200円	3,000円	
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない	1時間	4,000円	10,000円	
				営利を目的とする	1時間	32,000円	80,000円	
		放送設備一式			1時間	100円	100円	
		電光採点板一式			1時間	150円	150円	
		フロアシート一式			1時間	200円	200円	
		個人使用	高校生以下		1人1回 (4時間まで)	50円	50円	
	一般		1人1回 (4時間まで)	100円	100円			

	第二競技場	柔道場		1時間	150円	400円	
		剣道場		1時間	150円	400円	
	弓道場		1時間	150円	400円		
	トレーニング室(会議用)		1時間	100円	100円		
	研修室		1時間	100円	100円		
	スリーオンスリーコート	高校生以下		1時間	100円	250円	
		一般		1時間	150円	400円	
南郷体育館	団体貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	1時間	250円	500円
				一般	1時間	400円	800円
			その他の催しに使用する場合		1時間	600円	1,500円
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間	1,200円	3,000円	
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない	1時間	3,000円	7,500円	
			営利を目的とする	1時間	24,000円	60,000円	
	放送設備一式		1時間	100円	100円		
	個人使用	高校生以下		1人1回 (4時間まで)	50円	50円	
		一般		1人1回 (4時間まで)	100円	100円	
	素山野球場	団体貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	1時間	300円
一般					1時間	600円	

			その他の催しに使用する 場合		1 時間	2,100 円			
		入場料を徴 収する場合	アマチュアスポーツに 使用する場合		1 時間	2,100 円			
			その他の 催しに使 用する場 合	営利を目的 としない	1 時間	4,000 円			
				営利を目的 とする	1 時間	10,000 円			
南郷 球場	団体貸切使用		入場料を徴 収しない場 合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	高校生以下	1 時間	500 円		
		一般			1 時間	1,000 円			
		その他の催しに使用する 場合		1 時間	3,000 円				
				入場料を徴 収する場合	アマチュアスポーツに 使用する場合		1 時間	3,000 円	
					その他の 催しに使 用する場 合	営利を目的 としない	1 時間	6,000 円	
						営利を目的 とする	1 時間	15,000 円	
				放送設備一式			1 時間	100 円	
				スコアボード一式			1 時間	100 円	
		牛飼 テニス コート	テニスコート		高校生以下		1 面につき 1 時間	150 円	
一般					1 面につき 1 時間	200 円			
照明					1 時間	300 円			
南郷 テニス コート	テニスコート		高校生以下		1 面につき 1 時間	100 円			
			一般		1 面につき 1 時間	150 円			
	照明				1 時間	250 円			

スイミングセンター	個人使用	普通券	幼児（3歳以上）		1人1回	100円
			小・中学生		1人1回	300円
			高校生		1人1回	400円
			60歳以上		1人1回	600円
		回数券	幼児（3歳以上）		1人11回	1,000円
			小・中学生		1人11回	3,000円
			高校生		1人11回	4,000円
			60歳以上		1人11回	6,000円
		定期券	小・中学生		1人3月間	4,000円
			高校生		1人3月間	6,000円
			60歳以上		1人3月間	8,000円
			大人		1人3月間	8,000円
	小・中学生		1人6月間	7,500円		
	60歳以上		1人6月間	11,000円		
	団体貸切使用	25メートルプール	団体に所属する者すべてが定期券を所持している場合		1コース 1時間	200円
上記以外の場合			1コース 1時間	1,000円		
南郷運動場	団体貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	1時間	100円
				一般	1時間	250円
		その他の催しに使用する場合		1時間	1,600円	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間	1,600円	
		その他の催しに使用	営利を目的としない	1時間	2,700円	

			用する場合	営利を目的とする	1時間	5,400円
		照明			1時間	1,400円
地区運動場及び運動公園	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合			1時間	800円
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない		1時間	1,300円
			営利を目的とする		1時間	2,700円

備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 「入場料を徴収する場合」の入場料とは、入場料、観覧料その他これらに類する料金で入場者が使用者に支払うものをいう。「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 3 「営利を目的とする」とは、金銭的な利益を得ることを目的とする場合をいい、「営利を目的としない」とは、それ以外の場合をいう。
- 4 高校生とは、19歳未満の勤労青少年を含むものとする。
- 5 トレーニングセンター第一競技場の2分の1若しくは4分の1又は南郷体育館アリーナの2分の1を使用する場合には、使用する範囲に応じて当該使用料の2分の1又は4分の1に相当する額とする。ただし、算出した金額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額は切り捨てるものとする。
- 6 スイミングセンターの個人使用における普通券の1回の使用とは、スイミングセンターに入館してから退出するまでの使用をいう。
- 7 スイミングセンターの個人使用における定期券とは、3月間又は6月間の期間内に繰り返しスイミングセンターの施設を使用できる使用券のことをいう。
- 8 スイミングセンターの団体貸切使用における団体使用とは、登録した団体(2人以上の者で構成されるもの)が25メートルプールの1つのコースを貸切りで使用する場合をいう。
- 9 スイミングセンターの60歳以上とは、スイミングセンターの施設を使用する日において満60歳以上の者をいう。ただし、回数券及び定期券については、購入する日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。